

グッドスキルマークの表示を希望する製品等の募集要項（平成 29 年度）

1. グッドスキルマークの目的・概要

特級技能士、一級技能士又は単一等級の技能士（以下「一級技能士等」という。）が製作した製品等に表示するロゴマーク（以下「グッドスキルマーク」という。）は、これを表示することにより、直接、消費者に対して、一級技能士等が製作した製品等について、技能が活かした付加価値の高い製品等であることを広く周知することを目的とします。

2. グッドスキルマークを表示することが可能な製品等

- (1) グッドスキルマークを表示することが可能な製品等は、下記 4. の①～③すべてに該当し、かつ 3. (1)に規定するグッドスキルマーク事務局（以下「事務局」という。）の長（以下「事務局長」という。）から認定された製品等（以下「グッドスキルマーク認定製品等」という。）に限られます。
- (2) グッドスキルマーク認定製品等がグッドスキルマークを表示することが可能な期間は認定を受けてから 10 年間です（例：平成 29 年 10 月 1 日認定日の場合、平成 39 年 9 月 30 日迄有効）。

3. グッドスキルマーク審査・認定業務実施体制

- (1) 厚生労働省委託事業「若年技能者人材育成支援等事業」（以下「委託事業」という。）の受託者に置かれる中央技能振興センター（以下「センター」という。）は、本事業を実施するための事務局を置き、グッドスキルマーク表示の対象となる製品等に係る申請様式等申請書類等一式（以下「申請書類一式」という。）に係る確認、認定行為及び認定証の交付等の業務を行います。
- (2) 委託事業の受託者に置かれる地域技能振興コーナーは、事務局の支援を行うため、グッドスキルマークの周知、グッドスキルマーク申請者の掘り起こし、種々の質問に対するセンターへの取次ぎ等を行います。
- (3) 事務局は、商標等に詳しい有識者等で構成されるグッドスキルマーク審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置、開催します。審査委員会は事務局から提案された申請書類一式に係る審査を行い、その認証の可否について事務局長に対して報告します。事務局長は、審査委員会からの報告を受け、認定又は否認を行います。

4. グッドスキルマーク表示の対象となる製品等の範囲

以下の要件をすべて満たした製品等をグッドスキルマーク表示の対象とします。

- ① 技能検定職種（126職種）による技能と関係のある製品等であること。
- ② 一級技能士等が製品等の完成までの全工程において一貫して関与して製作した製品等であること。
- ③ 製作が手工業的な手法で行われる製品等であること。

したがって、一級技能士等が製作に関わった旨の判断が困難な生産工程の一部分に関わる工業製品等の場合及びグッドスキルマークの表示自体が困難である役務の提供の場合については対象としないこととします。

なお、製品等によっては、全工程のうち一部分、一級技能士等が関与していない場合であっても、当該部分を一級技能士等に相当する者又は責任をもって製品等の完成を担保できる者が関与している場合に限り、一級技能士等が製品等の完成までの全工程において一貫して関与し

て製作した製品等であることとすることができます。

5. 申請書類一式

(1) グッドスキルマークの表示を希望し、その旨を申請する製品等（以下「グッドスキルマーク申請製品等」という。）を製作している一級技能士等又は当該一級技能士等を現に雇用している事業者等（以下「グッドスキルマークの表示を希望する事業者等」という。）は、グッドスキルマーク申請製品等について申請する場合、別添「グッドスキルマーク認定申請書（様式第1号）」等に必要事項を記載のうえ、事務局へ提出することを原則とします。

(2) グッドスキルマークの表示を希望する事業者等は、5. (1)の方法により事務局に申請する際、様式第1号等、下記①～⑤の書類等をすべて提出してください。

- ① グッドスキルマーク認定申請書（様式第1号）（前述）
- ② 一級技能士等本人の該当職種の技能検定合格証書の写し
- ③ ②に係る一級技能士等が在籍する旨の労働者名簿等申請者本人が組織に属していない場合等、労働者名簿等が省略可能な場合がある。）
- ④ グッドスキルマーク申請製品等の全体が写っている画像1点以上（グッドスキルマーク申請製品等全体の状態が把握できるものであれば、写真、DVD、CD-ROM、USB等の媒体は問いません）
- ⑤ ②により証明された一級技能士等が自署した「グッドスキルマーク申告書（様式第2号）」

なお、②及び③は一級技能士等が実在・在籍する旨の確認を行うため、④はグッドスキルマーク申請製品等が実在のものである旨の確認を行うため、⑤は一級技能士等が製品等の完成までの全工程において一貫して関与して製作した製品等であり、かつ、①～④について虚偽の報告ではない旨の確認を行うためにそれぞれ提出していただくものです。

6. 募集期間

グッドスキルマークの表示を希望する事業者等は、平成29年9月27日から平成30年1月31日（消印有効）迄の間に、事務局に対してグッドスキルマーク申請製品等の申請を行ってください。

7. 申請書類一式の提出先

グッドスキルマークの表示を希望する事業者等は、申請書類一式について、以下の事務局宛に郵送にて提出してください。

（グッドスキルマーク事務局（平成29年度））

〒160-8327

東京都新宿区西新宿7-5-25 西新宿木村屋ビルディング11階

中央技能振興センター グッドスキルマーク事務局 行

（中央職業能力開発協会 技能振興部技能者育成支援室 事業管理課）

メール：s-umeda@javada.or.jp

電話：03-6758-2856/2897

Fax：03-3365-2717

8. グッドスキルマーク認定製品等の認定手順

(1) 事務局は、グッドスキルマークの表示を希望する事業者等から提出された申請書類一式について、グッドスキルマーク申請製品等が4. ①～③の要件をすべて満たしていることに疑

義が生じた場合等において、必要に応じ、直接、グッドスキルマークの表示を希望する事業者等に対し電話等により情報を収集し、内容の確認を行うこととします。

- (2) 事務局長は、平成 29 年 9 月 27 日から平成 30 年 1 月 31 日（消印有効）迄の間に全国から提出された申請書類一式について、平成 30 年 3 月 20 日迄の間に 1 回以上審査委員会を開催し、これに諮ったうえで、各々のグッドスキルマーク申請製品等に係る認証の可否について報告を受けます。
- (3) 事務局長は、審査委員会から認証の可否について報告を受けた後、当該報告に基づき、グッドスキルマーク申請製品等に対するグッドスキルマークの表示について、平成 30 年 3 月 31 日迄の間に認定又は否認を行うとともに、グッドスキルマーク認定製品等を製作している事業者等（以下「認定事業者等」という。）に対しては「グッドスキルマーク申請製品等に対する認定通知書（様式第 3 号）」及び「グッドスキルマーク認定証（様式第 4 号）」を、否認された事業者等に対しては「グッドスキルマーク申請製品等に対する否認通知書（様式第 5 号）」を、それぞれ送付します。
- (4) 別途定められた「グッドスキルマーク使用規程」第 3 条の規定に基づき、別添「グッドスキルマーク使用契約書（案）（様式第 6 号）」により、事務局長と認定事業者等との間でグッドスキルマーク使用契約を締結します。
- (5) 事務局は、全国のグッドスキルマーク認定製品等について整理した別添「グッドスキルマーク認定製品等台帳（様式第 7 号）」を速やかに作成または更新し、センターが運営・管理を行っているホームページ等において適宜一般開示・公表します。

9. 追加認定・認定内容の変更

グッドスキルマーク認定製品等について、新たな商品の開発等により二製品目以降の追加認定申請を行いたい場合や、当初登録した一級技能士等の住所変更や技能検定資格の追加、一級技能士等の異動や死去に伴う内容の変更等、追加認定や認定内容の変更を申請される場合は、5. 申請書類一式のうち、追加・変更箇所を追記した様式第 1 号及びその他関係する添付書類等を提出することにより申請してください（別添様式第 1 号「記入に当たっての留意事項」参照）。

10. 契約の解除等

次の事項のいずれかに該当する場合は、グッドスキルマーク使用契約の解除その他必要な法的措置を行うことがあります。

- ① 申請時点と異なる製造工程や製造方法を導入した等の場合であって、手工業的に製作されたものであるか、又はその全工程に渡って一貫して一級技能士等が関与しているか改めて確認が必要と認められる場合
- ② 申請時点と異なる形状、品質であって、手工業的に製作されたものか、又はその全工程に渡って一貫して一級技能士等が関与しているか改めて確認が必要と認められる場合
- ③ グッドスキルマークの形状や表示すべき文字を改変して使用した場合
- ④ 申請時点と製造工程や製造方法、手工業的な手法に変更はなくとも、その製品等の製造の全部又は一部に一級技能士等が関わらなくなった場合
- ⑤ 会社の合併、分社化、製品等のライセンスの売却などによりグッドスキルマーク認定事業者等とは異なる事業者等が、その製品等の製造に携わることとなった場合
- ⑥ 法令の改廃等により関係法令の基準を満たさなくなった場合
- ⑦ 不正にグッドスキルマークを使用した場合

不正にグッドスキルマークを使用するとは、グッドスキルマーク認定製品等以外の製品等にグッドスキルマークを表示した場合、グッドスキルマークを他の事業者に譲渡し使用させ

た場合、認定の目的と異なる使用方法により使用する場合、グッドスキルマーク認定製品等以外の製品等についてグッドスキルマークが表示されていると故意に誤解を与える方法により宣伝等を行った場合等が該当する。

なお、有効期間の満了までの間にグッドスキルマーク事業実施要領等の改定が行われた場合であっても、当該製品等が審査時の認定要件を満たしている限り、その認定は有効となる。

- ⑧ 虚偽の記載等により申請を行った場合又は法令の違反等により認定要件を満たしていない場合
- ⑨ 使用契約書の各条項のいずれかに違反したとき、その他事務局長がグッドスキルマークの使用が適当でないとする場合

11. 個人情報の扱い

本事業に基づき事務局等が収集した個人情報は、個人情報保護法の趣旨に則り適切に管理します。

12. その他

本募集要項の記述だけでは判断ができない事例等が生じた場合につきましては、事務局長が審査委員会若しくは厚生労働省又はその両方と協議のうえ、適宜判断または決定することとします。

(別添 様式)

- (1) グッドスキルマーク認定申請書 (様式第 1 号)
- (2) グッドスキルマーク申告書 (様式第 2 号)
- (3) グッドスキルマーク申請製品等に対する認定通知書 (様式第 3 号)
- (4) グッドスキルマーク認定証 (様式第 4 号)
- (5) グッドスキルマーク申請製品等に対する否認通知書 (様式第 5 号)
- (6) グッドスキルマーク使用契約書 (案) (様式第 6 号)
- (7) グッドスキルマーク認定製品等台帳 (様式第 7 号)

附則 本募集要項は平成 29 年 9 月 27 日から施行します。

グッドスキルマーク認定申請書

申請日	年	月	日
-----	---	---	---

一級技能士等が製作した製品等に表示するロゴマーク(グッドスキルマーク)事務局長 殿

私は以下のとおり、一級技能士等(注1)が製作した製品等に表示するロゴマーク(グッドスキルマーク)について認定申請を行います。なお、公開項目(※印)としたものは、中央技能振興センターが運営・管理するホームページや種々資料等で制度周知のために開示・公表されることを承諾いたします。

*選択項目の場合は、□に✓印又は■を入れてください。

申請種別	<input type="checkbox"/> 新規	<input type="checkbox"/> 追加申請	<input type="checkbox"/> 変更	<input type="checkbox"/> 登録解除
※認定番号(中央技能振興センター記入欄)				

<申請する製品等を製作する一級技能士等の情報>

ふりがな ※氏名	姓		名		印	性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
生年月日	西暦 年 月 日				〔 歳〕		
現住所 <small>全ての申請者が記入</small>	〒						
	電話番号:		FAX番号:				
	携帯電話:		E-mail:				
勤務先 <small>自営でなく企業等に所属する場合は記入</small>	名称:						
	〒						
	電話番号:		FAX番号:				
	携帯電話:		E-mail:				

※申請する製品等を製作する一級技能士等が所有する技能検定資格(特級・1級・単一等級の種別(注2))

()級	()職種	()作業	()年度取得
()級	()職種	()作業	()年度取得
()級	()職種	()作業	()年度取得

※今回申請する製品等の概要(注3)

今回申請する製品等の詳細な内容・商品名等

【該当する場合のみ記入】＜一級技能士等と申請者が異なる場合の申請者情報＞（注4）

ふりがな 申請者氏名	姓		名		印	
事業所情報	名称:					
	〒					
電話番号:			FAX番号:			
携帯電話:			E-mail:			

公開項目（※印）の「一級技能士等氏名」「技能検定資格」及び「申請する製品等の概要」と同様に以下の事項について開示・公表を希望される場合は、□にチェックのうえ、それぞれの欄に記載をお願いします。
 なお、上記開示・公表については、中央技能振興センターが運営・管理を行っているホームページ等において、様式第7号（別添参照）により行います。

現住所又は所在地がある都道府県名の開示・公表を希望します

都道府県名:

一級技能士等が所属する企業・事業所等の名称の開示・公表を希望します

企業・事業所等名称:

注1) 一級技能士等とは、特級技能士、一級技能士、又は単一等級の技能士を指します。

注2) 資格取得年度は西暦・和暦どちらで記載しても構いません。

一人の技能士等が4職種以上の技能検定職種をお持ちの場合等、記入欄が不足する場合、様式は改変せず別紙を添付してください（重複部分についての再記入は不要です。）。

2級以下の資格の記載は不要です。

注3) 製品等の全体の外観が写った画像は別途提出してください（写真、DVD、CD-ROM、USB等媒体は問いません。）。（「グッドスキルマークの表示を希望する事業者等の募集要項（平成29年度）」5. (2)④参照）

注4) 申請者が事業主等で上記一級技能士等と異なる場合のみ、今回申請される方の情報を記載してください。

【記入に当たっての留意事項】

1 記入にあたっては、別添（記入例）を参照してください。

2 申請する製品等の製作過程において複数の一級技能士等が関わっている場合、一級技能士等一人につき一枚の認定申請書を提出してください。

3 「申請種別」については、以下のとおりです。

新規: 初めて申請される方

追加申請: 過去に別の製品等で認定を受けた方（新たな商品開発等により、今回、追加で二製品目を追加したい方等）

変更: 前回登録した申請事項（氏名、現住所、勤務先、技能検定職種等）に変更があった方

登録解除: 過去に認定を受けた方で今回当該認定の解除を希望する方

☆追加申請、変更、及び登録解除の方は保有する認定番号を記載してください。

4 記載必須項目

新規の方は太枠内は全て記入してください。追加申請、変更、及び登録解除の方は以下の項目は必ず記載してください。

追加申請: 「申請日」「※認定番号」「氏名」「印」「今回申請する製品等の概要」及び「今回申請する製品等の詳細な内容・商品名等」

変更: 「申請日」「※認定番号」「氏名」「印」及びその他の太枠内のうち、変更・修正する箇所

登録解除: 「申請日」「※認定番号」「氏名」「印」

5 本申請書に関する個人情報は、当該事業に係わるものの他には使用いたしません。

一級技能士等が製作した製品等に表示する
ロゴマーク（グッドスキルマーク）事務局長 殿

グッドスキルマーク申告書

私、（ _____ ※1）は、この度、特級技能士、一級技能士
又は単一等級の技能士（以下「一級技能士等」という。）が製作した製
品等に表示するロゴマーク（以下「グッドスキルマーク」という。）に
ついて認定を得られるよう、グッドスキルマーク事務局長宛てに申請し
ましたが、私が自ら

（ _____ （ _____ 級）※2）の技能を用いて
製作する別添の製品については、その製品の完成までの全ての工程にお
いて、私を含めた一級技能士等が一貫して関与して製作した製品である
ことを申告致します。

※2 追加記入欄 _____ （ _____ 級）

※2 追加記入欄 _____ （ _____ 級）

※2 追加記入欄 _____ （ _____ 級）

平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日※3

一級技能士等 技能士氏名 （自署） _____ ※4

【記載要領】

- ※1・※4：今回、グッドスキルマークを申請するに際して資格を有している一級技能士等の方の氏名をご記名ください。特に※4につきましては、自署でないものは無効とさせていただきます。一級技能士等の方が複数いらっしゃる場合は、1名につき1枚、申告書を御作成ください。
- ※2：技能検定126職種（平成29年度現在）のうち、今回、グッドスキルマークを申請するに際して関係する職種を全てご記入ください。（ 級）には、特級、一級、単一等級のいずれかをご記入ください。今回申請する製品等について、完成までの全工程において関与する一級技能士等検定職種を複数お持ちの方で、記載欄が足りなくなった場合等は、「※2追加記入欄」にご記入ください。
- ※3：グッドスキルマーク認定申請書（様式第1号）に記載した申請日付と同日の日付をご記入ください。

<お問い合わせ先>

一級技能士等が製作した製品等に表示するロゴマーク
（グッドスキルマーク）事務局

【平成29年度】

〒160-8327

東京都新宿区西新宿7-5-25

西新宿木村屋ビルディング11階

中央技能振興センター グッドスキルマーク事務局
（中央職業能力開発協会 技能振興部

技能者育成支援室 事業管理課）

メール：s-umeda@javada.or.jp

電話：03-6758-2856/2897

Fax：03-3365-2717

平成 年 月 日

(申請者氏名) 様

一級技能士等が製作した製品等に表示する
ロゴマーク (グッドスキルマーク) 事務局長

・グッドスキルマーク申請製品等に対する認定通知書

特級技能士、一級技能士又は単一等級の技能士 (以下「一級技能士等」という。) が製作した製品等に表示するロゴマーク (以下「グッドスキルマーク」という。) について、平成 年 月 日付で 様より申請いただきましたグッドスキルマーク申請製品等 (関連職種：職種番号●●● (職種名) (等級) ●級) につきまして、認定いたしましたので、通知致します。

認定番号 20●●-●●-●●●-●●●
(西暦元号) (都道府県) (職種) (通し番号)

なお、実際にグッドスキルマーク申請製品等にグッドスキルマークを印刷・添付・貼付・刻印・掲示等する際には、別冊として添付した「GOOD SKILL マークデザインコントロールマニュアル」に従って処理いただきますよう宜しくお願い致します。

<お問い合わせ先>

一級技能士等が製作した製品等に表示するロゴマーク
(グッドスキルマーク) 事務局

【平成 29 年度】

〒160-8327

東京都新宿区西新宿 7-5-25

西新宿木村屋ビルディング 11 階

中央技能振興センター グッドスキルマーク事務局

(中央職業能力開発協会 技能振興部

技能者育成支援室 事業管理課)

メール：s-umeda@javada.or.jp

電話：03-6758-2856/2897

Fax：03-3365-2717

グッドスキルマーク 認定証

認定番号 2000-00-0000-0000

〇級技能士 (氏名) 〇〇 〇〇 殿

貴方が「(職種名) 〇〇〇〇〇〇 (等級) 〇級」
の技能をもって製作している上記認定番号の
製品等は、以下のグッドスキルマークを表示
することが適当である旨を認定いたします。



平成〇年〇月〇日

厚生労働省 人材開発統括官

〇〇 〇〇〇

一級技能士等が製作した製品等に表示する

ロゴマーク (グッドスキルマーク) 事務局長

〇〇 〇〇〇



平成 年 月 日

(申請者氏名) 様

一級技能士等が製作した製品等に表示する
ロゴマーク (グッドスキルマーク) 事務局長

グッドスキルマーク申請製品等に対する否認通知書

特級技能士、一級技能士又は単一等級の技能士 (以下「一級技能士等」という。) が製作した製品等に表示するロゴマーク (以下「グッドスキルマーク」という。) について、平成 年 月 日付で 様より申請いただきましたグッドスキルマーク申請製品等 (関連職種: 職種番号●●● (職種名) (等級) ●級) につきまして、次の否認理由により残念ながら認定に至りませんでしたので通知致します。

なお、今後、否認理由を改善できた際には再度申請頂くなど、引き続き職業能力開発行政に一層の御理解・御協力をいただきますよう、宜しくお願い申し上げます。

【否認理由】

- 一級技能士等が製品等の完成までの全工程において一貫して関与して製作した製品等であると認められなかった。
- 製作が手工業的な手法で行われる製品等と認められなかった。
- その他 ()

<お問い合わせ先>

一級技能士等が製作した製品等に表示するロゴマーク
(グッドスキルマーク) 事務局

【平成 29 年度】

〒160-8327

東京都新宿区西新宿 7-5-25

西新宿木村屋ビルディング 11 階

中央技能振興センター グッドスキルマーク事務局

(中央職業能力開発協会 技能振興部

技能者育成支援室 事業管理課)

メール: s-umeda@javada.or.jp

電話: 03-6758-2856/2897

Fax: 03-3365-2717

グッドスキルマーク使用契約書（案）

年 月 日

一級技能士等が製作した製品等に表示するロゴマーク（グッドスキルマーク）事務局長 田邊 俊秀（以下「甲」という。）及び （以下「乙」という。）は、グッドスキルマーク事業実施要領等の定めるところにより、乙の申請を受けて甲が認定した製品等（以下「グッドスキルマーク認定製品等」という。）に係る特級技能士、一級技能士又は単一等級の技能士（以下「一級技能士等」という。）が製作した製品等に表示するロゴマーク（以下「グッドスキルマーク」という。）の使用に関して、以下のとおり使用契約（以下「本契約」という。）を締結する。

(表)

一 グッドスキルマーク認定番号	20●●-●●-●●●-●●●
二 関連職種番号・職種名・等級	
三 グッドスキルマーク認定製品等の概要	
四 本契約の有効期間	

(趣旨)

第1条 本契約は、乙がグッドスキルマーク認定製品等にグッドスキルマークを表示することにより、直接、消費者に対して、一級技能士等が製作した製品等について、技能が活かした付加価値の高い製品等であることを広く周知することを目的とする。

(グッドスキルマーク使用の許諾と譲渡等の禁止)

第2条 甲は、乙に対し、本契約の定めるところにより、グッドスキルマーク認定製品等についてグッドスキルマークの印刷・添付・貼付・刻印・掲示等による使用を許諾する。

2 乙は、甲の書面による事前の承諾なくして、本契約に定めるグッドスキルマークの使用に関する全部又は一部の権利を第三者に譲渡若しくは転貸し、又は代理使用を許諾してはならない。

(グッドスキルマーク事業実施要領等の遵守義務)

第3条 乙は、本契約の各条項のほか、甲において別に定める「グッドスキルマーク事業実施要領」、「一級技能士等関与製品等の証明方法」、「グッドスキルマーク使用規程」、「グッドスキルマークの表示を希望する製品等の募集要項（平成29年度）」、「GOOD SKILL マーク デザインコントロールマニュアル」等（以下「グッドスキルマーク事業実施要領等」という。）を遵守しなければならない。

2 乙は、乙から出荷されたグッドスキルマーク認定製品等について、販売委託会社等も同様にグッドスキルマーク事業実施要領等を遵守するよう配慮しなければならない。

3 乙は、グッドスキルマーク事業実施要領等が、甲において定める手続に従って改廃された場合には、その改廃後のグッドスキルマーク事業実施要領等を遵守しなければならない。

(グッドスキルマーク及び本契約の有効期間)

第4条 グッドスキルマーク認定製品等に関するグッドスキルマーク表示の有効期間（以下「グッドスキルマーク有効期間」という。）及び本契約の有効期間は、本契約の契約締結日から起算して10年間とし、本契約の締結日はグッドスキルマーク申請製品等に対する認定通知書の発信日とする。

(グッドスキルマークの無断使用の禁止)

第5条 乙は、使用許諾を得たグッドスキルマーク認定製品等以外にグッドスキルマークを使用して

はならない。

2 グッドスキルマーク有効期間終了後、乙はグッドスキルマークを使用してはならない。

(グッドスキルマークの不適正使用の禁止)

第6条 グッドスキルマーク認定製品等について、グッドスキルマーク表示の対象となる製品等の範囲(以下「グッドスキルマーク対象範囲」という。)である、①技能検定職種(126職種)による技能と関係のある製品等であること、②一級技能士等が製品等の完成までの全工程において一貫して関与して製作した製品等であること、③製作が手工業的な手法で行われる製品等であること、のいずれかひとつでも満たさないと甲が認める場合、乙は当該グッドスキルマーク認定製品等について、グッドスキルマークの使用を停止しなければならない。

(不当な表示等の回避)

第7条 乙は、グッドスキルマークの使用にあたり、不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号)その他の関係法令を遵守するとともに、関係法令に違反する場合、又は消費者に誤解を与えるような表示を行ったと認められる場合には、乙はグッドスキルマークの使用を停止しなければならない。

2 乙は、乙から出荷したグッドスキルマーク認定製品等について、販売委託会社等が不当又は不適正なグッドスキルマークの表示等をするのしないよう配慮しなければならない。

(事故時の対応)

第8条 グッドスキルマーク認定製品等について事故が発生した場合、乙は甲に対し、その事故の内容及び対策を、当該事故の発生した日から1週間以内に書面により報告し、また、対応が終了するまで適時に報告しなければならない。

2 甲は、グッドスキルマーク認定製品等により発生した事故等により当該事故等に係る被害者等から損害の賠償等を請求された場合、乙に対して当該賠償額の全額又は一部について請求することができる。

(報告徴収・調査・現地監査)

第9条 甲は、グッドスキルマーク事業の適正な実施を図るため、乙に対し、グッドスキルマークの使用状況等について報告及び説明を求め、又は、乙の本店、営業所、取引業者、関連会社等への立入りを含む調査をすることができる。

2 甲は、乙に無断使用、不適正使用、又はグッドスキルマーク事業実施要領等の不遵守の疑いがあると認めるときは、乙に対し、必要な報告を求め、又は、自ら現地監査を行うことができ、乙はこれに協力しなければならない。

3 前2項の場合において、甲は、乙の取引業者その他関係者に対して、必要な問い合わせ等を行うことができるとともに、乙はこれに必要な協力をしなければならない。

(誤使用の場合の是正及び公表)

第10条 乙がグッドスキルマークを誤って使用した場合、甲は乙に対し、速やかな是正を求めることができる。

2 乙が前項の是正要求に従わない場合には、甲は、乙がグッドスキルマークを誤って使用した事実について、乙による自主的な公表を求め、又は甲自ら公表することができる。

(無断使用及び不適正使用の場合の公表)

第11条 乙がグッドスキルマークを無断使用した場合、又はグッドスキルマーク対象範囲をいずれか一つでも満たさない製品等にグッドスキルマークを使用した場合、甲は乙に対し、当該事案について、乙による自主的な公表を求め、又は甲自ら公表することができる。

(不正使用通報協力義務)

第12条 乙は、第三者がグッドスキルマークを不正に使用する事実を知ったときは、当該第三者の名称、所在、製品名、不正使用の内容を甲に報告しなければならない。

(契約の解除等)

第13条 甲は、下記(1)～(13)に該当する場合、グッドスキルマークの使用停止、使用契約の解除、グッドスキルマーク認定製品等の認定の取消し、その他必要な法的措置等をとることができる。

具体的には、下記(1)～(3)に該当する場合には、ただちにグッドスキルマークの使用を停止するので、乙は一級技能士等の関与や形状の是正等が確認されるまでの間、グッドスキルマークを使用しないこと。

下記(1)、(2)に該当し一級技能士等の関与等が確認できなかった場合であって、乙が甲からの是正の求めに応じない若しくは是正不能である場合、又は(3)に該当し是正不能である場合には、甲と乙はグッドスキルマーク使用契約を解除し、契約解除の原因となった事由に該当することとなった日以降、乙が使用したグッドスキルマークは無効とする。

下記(4)～(8)に該当する場合には、甲と乙はグッドスキルマーク使用契約を解除し、契約解除の原因となった事由に該当することとなった日以降、乙が使用したグッドスキルマークは無効とする。

下記(9)～(12)に該当することが判明した場合には、甲は認定日に遡って乙の認定を取り消すものとする。

下記(13)に該当する場合には、その態様によって(1)～(12)と同様に取扱うものとする。

【グッドスキルマークの使用停止、使用契約の解除及び取消事由】

- (1) 申請時点と異なる製造工程や製造方法を導入した等の場合であって、手工業的に製作されたものであるか、又はその全工程に渡って一貫して一級技能士等が関与しているか改めて確認が必要と認められる場合
- (2) 申請時点と異なる形状、品質であって、手工業的に製作されたものか、又はその全工程に渡って一貫して一級技能士等が関与しているか改めて確認が必要と認められる場合
- (3) グッドスキルマークの形状や表示すべき文字を改変して使用した場合
- (4) 申請時点と製造工程や製造方法、手工業的な手法に変更はなくとも、その製品等の製造の全部又は一部に一級技能士等が関わらなくなった場合
- (5) 会社の合併、分社化、製品等のライセンスの売却などにより、認定事業者等とは異なる事業者等がその製品等の製造に携わることとなった場合
- (6) 法令の改廃等により関係法令の基準を満たさなくなった場合
- (7) 会社更生、破産、民事再生等の申立を受け、又は、自らその申立をなしたとき
- (8) 手形の不渡処分、公租公課の滞納処分、又は、差押等の強制執行を受けたとき
- (9) 不正にグッドスキルマークを使用した場合

不正にグッドスキルマークを使用するとは、グッドスキルマーク認定製品等以外の製品等にグッドスキルマークを表示した場合、グッドスキルマークを他の事業者に譲渡し使用させた場合、認定の目的と異なる使用方法により使用する場合、グッドスキルマークの表示の対象となった製品等以外の製品等についてグッドスキルマークが表示されていると故意に誤解を与える方法により宣伝等を行った場合等が該当する。

なお、有効期間の満了までの間にグッドスキルマーク事業実施要領等の改定が行われた場合であっても、当該製品等が審査時の認定要件を満たしている限り、その認定は有効となる。

- (10) 本契約に定める報告義務を怠り、又は、甲の調査若しくは現地監査を妨げたとき
- (11) 不適切な販売方法等により消費者の信頼を失うなどグッドスキルマークの信用を傷つけたとき
- (12) 虚偽の記載等により申請を行った場合又は法令の違反等により認定要件を満たしていない場合
- (13) 本契約の各条項のいずれかに違反したとき、その他事務局長がグッドスキルマークの使用が適当でないと認める場合

(情報の取扱い等)

第14条 甲及び乙は、本契約の履行に際し知りえた相手方に関する非公知の情報については、本契

約の履行またはグッドスキルマーク事業の遂行の目的以外には使用せず、他に開示・漏洩しないものとする。ただし、グッドスキルマーク事業の普及・啓発のため、甲は、グッドスキルマーク認定製品等に関する認定番号、認定年月日、認定製品等に対応する職種名（職種番号、等級を含む）、一級技能士等の氏名及び所在地（都道府県名）、製作事業所名及び所在地（都道府県名）、並びに認定製品等の概要について、甲が運営・管理するホームページ等で広く一般に公表することとする。

2 甲及び乙は、本契約の履行に際し入手した、個人情報の保護に関する法律第2条に定める個人情報については、同法の定めに従って適正に取扱うものとする。

（協議）

第15条 本契約上の疑義及び本契約に定めのない事項について生じた疑義等については、甲乙協議のうえ解決するものとする。

本契約の成立を証するため、本契約書2通を作成し、甲・乙がそれぞれ署名又は記名押印のうえ、甲・乙各1通を保有するものとする。

甲 東京都新宿区西新宿7-5-25

西新宿木村屋ビルディング11階 中央技能振興センター内

一級技能士等が製作した製品等に表示するロゴマーク

（グッドスキルマーク）事務局長 田邊 俊秀

乙 所在地

団体名等

代表者名

